

議案第 15 号

羽曳野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例及び羽曳野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例及び羽曳野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第38号)及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)の一部改正により、これらの省令を引用する規定の条項ずれの改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例及び羽曳野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
羽曳野市条例第 号

(羽曳野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 羽曳野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成 30 年羽曳野市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「同項第 3 号」を「同項第 4 号」に、「同項第 5 号」を「同項第 6 号」に改める。

(羽曳野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成 30 年羽曳野市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「同項第 3 号」を「同項第 4 号」に、「同項第 5 号」を「同項第 6 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p><b>第1条関係</b> 羽曳野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>(記録等の整備)</p> <p>第5条 指定居宅介護支援等基準第29条第2項各号(指定居宅介護支援等基準第30条において準用する場合を含む。)の規定により整備する記録等については、当該記録等に係る居宅サービス計画の完了の日(同項第4号に掲げる記録にあっては同号の通知の日、同項第6号に掲げる記録にあっては当該記録を作成した日)から5年間保存しなければならない。</p> <p>以下省略</p>	<p><b>第1条関係</b> 羽曳野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>(記録等の整備)</p> <p>第5条 指定居宅介護支援等基準第29条第2項各号(指定居宅介護支援等基準第30条において準用する場合を含む。)の規定により整備する記録等については、当該記録等に係る居宅サービス計画の完了の日(同項第3号に掲げる記録にあっては同号の通知の日、同項第5号に掲げる記録にあっては当該記録を作成した日)から5年間保存しなければならない。</p> <p>以下省略</p>
<p><b>第2条関係</b> 羽曳野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p> <p>(記録等の整備)</p> <p>第5条 指定介護予防支援等基準第28条第2項各号(指定介護予防支援等基準第32条において準用する場合を含む。)の規定により整備する記録等については、当該記録等に係る介護予防サービス計画の完了の日(同項第4号に掲げる記録にあっては同号の通知の日、同項第6号に掲げる記録にあっては当該記録を作成した日)から5年間保存しなければならない。</p> <p>以下省略</p>	<p><b>第2条関係</b> 羽曳野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例</p> <p>(記録等の整備)</p> <p>第5条 指定介護予防支援等基準第28条第2項各号(指定介護予防支援等基準第32条において準用する場合を含む。)の規定により整備する記録等については、当該記録等に係る介護予防サービス計画の完了の日(同項第3号に掲げる記録にあっては同号の通知の日、同項第5号に掲げる記録にあっては当該記録を作成した日)から5年間保存しなければならない。</p> <p>以下省略</p>